

受託単価規程（官公庁・行政機関向け）

一般社団法人DAO協会

2024年6月26日制定

官公庁・行政機関からの受託事業における人件費単価については、職務区分に応じて、以下の通り基準日額および基準時間単価をもって定める。

| 職務区分 | 基準日額 | 基準時間単価 |
|-----------|--------|--------|
| コントリビューター | 45,000 | 5,000 |

※基準日額の稼働時間は8時間を想定している（移動時間等含む）

※上記は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量及び難易度等を勘案して増減する場合がある。

以上